

平成26年度事業計画

社会福祉法人 山口県社会福祉事業団

平成26年度事業計画（目次）

I	総括的事項	-----	1
II	法人・事務局の取組	経営の基盤づくり	3
III	各施設の重点的取組	選ばれる施設づくり 地域とともに歩む施設づくり	---- 8
1	特別養護老人ホーム	灘海園	----- 8
2	特別養護老人ホーム	伊保庄園	----- 9
3	特別養護老人ホーム	オアシスはぎ園	----- 10
4	障害者支援施設	たちばな園	----- 11
5	障害者支援施設	華南園	----- 12
6	福祉型障害児入所施設・障害者支援施設	華の浦学園	----- 13
7	福祉型障害児入所施設	このみ園	----- 14
8	情緒障害児短期治療施設	山口県みほり学園	----- 15
9	児童厚生施設	山口県児童センター	----- 16
10	ゆ〜あいプラザ	山口県社会福祉会館	----- 17

I 総括的事項

少子・高齢化の進行、生活の質や心の豊かさの重視等を背景として、福祉に対するニーズは増加し、高度化、多様化してきている。

また、国・県における財政は依然として厳しい状況が続いている中、国においては、「社会保障制度改革国民会議」の提言等に基づき、社会保障制度や社会福祉法人の改革に向けた取組が進められている。

当事業団においては、これまで築き上げてきた信頼と実績を踏まえつつ、時代や環境の変化、制度改革等に対応した取組を進めてきたところであるが、経営を取り巻く環境は今後も厳しさを増すものと予測される中、自立的経営の確立に向けた取組の一層の強化、老朽化している施設の早期改築などが大きな課題となっている。

こうした中、「中期経営計画」(H21～H25)に基づき実施してきた取組について検証するとともに、国の動向や県の各種計画の推進状況、利用者や地域社会のニーズの変化などを踏まえ、このたび、今後の事業団の経営の指針となる、新たな「中期経営計画」(H26～H30)(以下「新計画」という。)を策定したところである。

平成26年度事業計画においては、新計画に基づき、“その人らしさを大切に”の基本理念の下、

- ◆ 利用者の立場に立った「選ばれる施設づくり」
- ◆ 地域から信頼される「地域とともに歩む施設づくり」
- ◆ 自立的経営を目指す「経営の基盤づくり」

の3つの基本目標に沿って、「質の高いサービスの提供」と「自立的経営の確立」を目指した取組を積極的に推進していくこととする。

1 選ばれる施設づくり

- 新計画に定める施設種別毎の「施設運営の基本的な考え方」に沿って適切な運営を図るとともに、利用者のニーズが高度化、多様化してきている中、利用者・家族・地域社会等から信頼される施設づくりを推進するため、利用者の意思や個性を尊重し、一層の創意と工夫により、「利用者本位のサービス提供」の取組を進める。
- また、サービスの自己評価、第三者評価、満足度調査等を通じて、「サービスの質の確保・向上」に取り組むとともに、事故防止や感染症対策、災害対策など「利用者の安全確保とリスク対策」に万全を期すよう努める。
- さらに、在宅の高齢者や障害者等の福祉の向上に貢献できるよう、在宅サービスの一層の充実を図ることとし、特に、昨年度スタートした「灘海園」の通所介護・訪問介護、本年度事業開始する「このみ園」の放課後等デイサービス・児童発達支援については、質の高いサービスの提供に努め、利用の促進を図る。

2 地域とともに歩む施設づくり

- 「地域福祉の拠点としての役割の発揮」に向けて、新たに、全ての施設において「地域貢献プラスワンの取組」を実施するとともに、引き続き、地域におけるセーフティネットの役割を果たしていく。
- また、地域との相互交流機会の拡大やボランティアの積極的な受け入れ、施設設備や専門的機能の開放など、「地域交流・地域開放の推進」に努める。

3 経営の基盤づくり

- 経営の基盤づくりは、「自立的経営の時代」にあって極めて重要な目標となるものであり、社会福祉法人としての使命と役割を踏まえ、高い信頼性・公正性・透明性の確保に努めつつ、ハード・ソフト面にわたる「経営体制の強化」の取組を進める。
特に、緊急性の高い「華の浦学園」の改築については、平成28・29年度の実施に向けて検討を進め、本年度、建築に係る基本設計に着手する。
- また、「財務基盤の強化」に向けては、施設改築やサービス拡充のための財源確保が必要であることから、稼働率向上等による収入増やコスト削減などにより特別積立金の増額に取り組むとともに、適切な予算管理や新会計基準に基づく適正な会計処理に努める。
- さらに、「サービス向上を担う人材の確保と育成」については、リーダー手当の拡充や資格手当の創設など職員の処遇改善を図るとともに、理学療法士、事務職の新規採用、各種職員研修の充実などに取り組む。

1 経営理念等の徹底及び経営の透明性の確保

(1) 経営理念・経営方針等の徹底

全ての職員に対して、当事業団の基本理念“その人らしさを大切に”や三つの基本目標、中期経営計画、事業計画・予算等について、各種会議や研修等を通じて周知徹底を図る。

(2) 経営情報の積極的な公開

社会福祉法人としての経営の透明性を確保し、公正で開かれた事業運営に資するため、定款、中期経営計画、事業計画及び事業報告、財務諸表等について、当事業団のホームページや広報誌「事業団だより」等を通じて積極的に公開する。

(3) 広報活動の推進

○ 利用者、家族をはじめ広く県民等からの理解を得るため、当事業団のホームページや各施設の広報誌等を通じて、各施設の運営状況等について広報する。

特に、ホームページについては、検討チームを設置し内容の充実を図る。

また、車両用マグネットシートの活用など、効果的なPRに取り組む。

○ 各施設のサービス提供体制やサービス内容等について、「介護サービス情報公表制度」、「福祉サービス第三者評価制度」等を活用して積極的に公表する。

2 経営体制の強化

(1) 施設の改築・改修と新たな事業の展開

○ 「華の浦学園」の改築については、平成28・29年度の整備に向けて、県と協議・調整しながら、整備内容や資金計画等について検討を進め、本年度、建築に係る基本設計に着手する。

○ 「伊保庄園」及び「オアシスはぎ園」については、できる限り早期に居住棟のリビング機能等の充実のための改修を行うこととし、整備内容等についての具体策を検討する。

○ 「たちばな園」については、相談支援事業の充実に向け、既存建物を改修し、独立した事業所として整備する。

○ 「華南園」については、今後策定する事業団全体の「中長期の収支見通し」を踏まえ、計画期間中に改築の基本方向が決定できるよう、必要な調査・研究を行う。

○ 「山口県みほり学園」については、指定管理者制度により当事業団が運営（H23～H27）しているが、改築については、県の主体的な対応に向けて県との協議が必要であることから、改築内容等についての調査・研究を開始する。

○ 「山口県児童センター」のプラネタリウム及び空調設備は老朽化が著しく、県による財政支援が必要であることから、できる限り早期の改修等について働きかけを行う。

○ 在宅の高齢者や障害者の増大し多様化するニーズに対応するため、各施設において、在宅サービスの新規展開や拡充に積極的に取り組むこととする。

(2) 組織体制の整備と職員の適正配置

○ 事業の新規展開（このみ園の放課後等デイサービス・児童発達支援）や拡充（たちばな園及び華南園の相談支援事業）に当たって必要な組織体制を整備するとともに、既存の組織についても、適宜、必要な見直しを行う。

○ 「自立的経営」の確立に向けて安定的かつ効率的な経営を進めるため、事務局・各施設毎に適正な職員配置を行う。

また、職員の定数管理に当たっては、各組織の業務量等を的確に把握し、職員の計画的採用、退職職員の再雇用制度の活用等により、適切に対応する。

(3) PDCAサイクルによる業務改善

ケアプラン、個別支援計画等に基づくサービス提供や各種マニュアル等に基づく業務の遂行に当たっては、PDCAサイクルによるマネジメントを行い、サービスの質の向上、業務の効率化などに努める。

(4) 職員提案制度の実施

事業団経営や利用者本位のサービス提供等に関する「職員提案制度」を創設・実施し、経営の改善やサービスの質の向上につなげる。

(5) 情報の収集と有効活用

再構築したパソコンシステムの活用により、事務局及び各施設において国や県・市町、関係団体等の情報を収集し、迅速な情報の交換や共有化、業務の効率化を進める。

3 財務基盤の強化

(1) 施設改築やサービス拡充のための財源確保

施設の改築・改修や新たな事業の展開に必要な財源を確保するため、稼働率向上等による収入増やコスト削減などにより、計画的に「特別積立金」を積み立てる。

(2) 適切な予算管理及び適正な会計処理

- 稼働率の向上等による収入増や業務の効率化等による支出削減を基本として、毎月の試算表により予算執行状況を把握し、適切な執行に努める。
- 今年度から移行する「新会計基準」に基づき、新しい財務ソフトによる適正な会計処理に努めるとともに、監事の監査や指導を踏まえ必要な改善を図るなど、社会福祉法人としての会計処理の信頼性を更に高めていく。

(3) 業務の簡素・効率化によるコスト削減

- 各種会議等においてコスト意識を周知徹底するとともに、適切な予算管理の下、コスト節減の進捗状況を点検・把握し、適宜、節減方法の見直しを図っていく。
- また、「エコアクションプラン」(平成26年度当初に見直し)に基づく温室効果ガス排出量削減の取組を通じて、コスト削減に努める。
- 業務の流れやサービスの内容・方法について随時検証し、必要なものについては、効率化に向け早期改善に取り組む。

(4) 省資源・省エネ等環境保全への対応

環境への負担の軽減を図るため、「エコアクションプラン」に掲げる数値目標の達成に向けて、水道使用量や電気使用量の削減などの取組を進める。

(5) 安全性と有利性を考慮した資金運用

特別積立金等については、安全性を基本に有利性も考慮し適切に運用する。

4 サービス向上を担う人材の確保と育成

(1) 専門性の高い人材の確保

- 当事業団の経営やサービスを担う専門性の高い人材の確保を図るため、事務職、理学療法士等の専門職の採用を進める。

- 正規職員の採用試験は競争試験により実施し、ハローワーク、福祉・医療関係団体、福祉系大学等に幅広く「受験案内」を配布し、効果的な職員募集に努める。
- 大学や専門学校等の実習生については、福祉人材の育成という社会貢献の観点に立って、積極的に受け入れる。

(2) 各種研修の充実等による職員の資質向上

- 自立的経営を進める上で必要な使命感や能力、質の高いサービスの提供に必要な専門的な知識・技術を持った職員を育成するため、「事業団職員研修実施要綱」に基づき、各種研修を総合的に実施する。

本部研修については、階層別研修においてグループ討議を導入するなど効果的な研修に努めるとともに、セミナー研修の発表内容のレベルアップに向けた取組を進める。

また、施設研修については、施設内での各種研修の拡充に努めるとともに、より高い専門性や幅広い知識の習得に向け、全国研修等への参加機会の拡大を図る。

さらに、自己啓発研修に位置付けている海外視察研修についても、職員の積極的な参加を支援していく。

- 各所属におけるOJTを積極的に展開することとし、特に、新任職員に対しては、チューター制度の効果的運用を図る。また、特定業務嘱託職員や非常勤職員については、OJTを効果的に行う体制を整備し、職務遂行能力の確保・向上を図る
- 「事業団への帰属意識や専門性を高め合う」という観点に立って、職種別・階層別の「情報交換会」の開催や、法人本部職員と施設職員の意見交換会など、様々な形での職員交流・意見交換の機会を拡大する。
- 職員の資質向上を図るため、各種会議の場も活用して、中期経営計画の内容や事業計画・予算等について、周知徹底を図る。

また、人事異動や人材の登用についても、文字どおり「人財」として育てること、職場の活性化を図ることなど、幅広い視野に立って進める。

(3) 資格取得等に対する支援

- 職員の資質向上を図るため、引き続き、「資格取得等助成要領」等に基づき、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、看護師等の資格取得に必要な経費の一部を助成する。

(4) 人事考課制度の実施

- 能力考課については、人材育成や適切な人事配置等に資するため、主任級以上の職員について継続実施し、一般職員については、当面、試行を継続しながら、本格実施について検討する。
- 成績考課については、管理職員の成果責任の明確化と効率的なマネジメントに資するため、課長級以上の職員について継続実施する。

(5) 職員の処遇改善

- 正規職員の給与については、初任給格付けの見直しを図るとともに、国の人事院勧告の内容等を踏まえ、必要な改善を図る。また、リーダー手当の拡充を図るとともに、福祉職については、専門性向上の観点から新たに「資格手当」を創設する。
- 再雇用職員及び特定業務嘱託職員の報酬等の改善を図るとともに、非常勤職員の賃金等については、正規職員の状況を踏まえて必要な見直しを行う。

(6) 障害者雇用の推進

- 障害者職業訓練の受託やトライアル雇用奨励金等の活用も図りながら、「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率の達成に努める。

5 法令等の遵守及び安全の確保

(1) コンプライアンスの徹底

各種会議や研修等を通じてコンプライアンスの徹底について周知を図るとともに、関係団体の主催による研修にも積極的に参加するなど、多様な取組を進める。

(2) 非常災害時等における対策の充実

自然災害や火災、感染症の蔓延などの非常時における対策に万全を期すため、「消防・防災計画」や各種の「感染症マニュアル」を必要に応じて見直すとともに、各施設別の事業継続計画（BCP）の策定に取り組む。

また、非常災害等に際しては、「非常災害時等における事業団施設間相互支援実施要領」に基づき、迅速かつ的確な対応を図る。

(3) 個人情報保護の徹底

個人情報の保護に関する法令等の遵守はもとより、「個人情報保護規程」や各施設の関係規程等に基づき、事業団が実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めていくこととし、引き続き、各種会議や研修等を通じて周知徹底を図る。

(4) インターネット利用と情報セキュリティ

インターネットを活用して国や県・市町、関係団体等の情報を迅速に収集し、有効活用を図っていく。また、ウィルス対策ソフトを常時更新するなど、情報セキュリティの確保に努める。

6 職員の福利厚生及び健康管理

(1) 福利厚生事業の推進

当事業団の「職員互助会」において、各種の祝い金・見舞金の給付など福利厚生に係る諸事業を継続実施するとともに、「福利厚生センター」や「山口県健康福祉財団」に引き続き加盟し、職員の積極的な制度利用を促進する。

(2) 健康診断の受診の徹底及び年次休暇等の取得促進

○ 定期健康診断、夜間業務従事者を対象とする特別健康診断、女性職員を対象とする婦人科検診等を実施するとともに、これらの健康診断等で精密検査や治療が必要と診断された職員に対しては、必要な指導や業務上の配慮をする。

○ 年次休暇、夏期厚生計画、リフレッシュ休暇等の取得促進や育児休業制度等の活用について、施設長会議等を通じて徹底を図る。

(3) メンタルヘルスケア等の充実

○ 各所属において、日常業務の中で職員のメンタルヘルスに配慮するとともに、メンタルヘルスに関する研修会を積極的に開催するなど、対策の充実に努める。

また、病休等からの職場復帰を目指す職員については、各所属において、実情を踏まえた「職場復帰支援プログラム」を作成し、必要な支援を行う。

○ 職員が不安や悩みなどについて専門機関に気軽に相談できるよう、引き続き、「職員相談事業」を実施するとともに、職員に対し様々な機会に周知徹底を図る。

○ また、「セクシャルハラスメント防止に関する規程」に基づき、必要な対応をとるとともに、パワーハラスメントの防止についても、各種会議等を通じて周知徹底を図る。

【新計画に掲げる新規・拡充の取組～平成26年度実施分～】

- 拡** ホームページ検討チームを設置し内容を充実
- 新** 車両用マグネットシート等によるPRを推進
- 新 拡** 施設別の新規・拡充の取組
※「Ⅲ 各施設の重点的取組」に記載（P8～P17）
- 新** 職員提案制度の創設
- 新** 正規職員として事務職及び理学療法士を採用
- 拡** 職種別・階層別の「情報交換会」及び本部職員と施設職員の意見交換会を開催
- 拡** 正規職員の初任給格付けの見直し等
- 拡** リーダー手当の拡充及び福祉職を対象とした「資格手当」の創設
- 拡** 再雇用職員及び特定業務嘱託職員の報酬等の改善
- 新** 各施設別の事業継続計画（BCP）の策定
- 拡** 各施設でメンタルヘルス研修会を開催

【平成26年度数値目標】

区 分	数 値 等	備 考
特別積立金の積立額	150百万円以上	
温室効果ガス排出量	H25実績の5%減	県計画に準拠し実施
障害者雇用	法定雇用率（2.0%）の達成	
メンタルヘルス研修会の開催回数	各施設1回以上	

Ⅲ 各施設の重点的取組 **選ばれる施設づくり** **地域とともに歩む施設づくり**

【特別養護老人ホーム 灘海園】

1 ユニットケアの充実

入居者に自宅と変わらない生活を感じていただけるよう、職員のアセスメント能力の向上を図り、現在、各職域・職種が協同して作成中である「24時間シート」により、入居者一人ひとりのニーズに応じた安心・安全な生活支援を行うよう努めるとともに、ユニット炊飯や買い物、外出など要望に応じた支援の取組を進める。

さらに、今年度から専従となるフロアリーダーを中心として、ユニット職員を指導・育成し資質の向上を図ることにより、各ユニットのサービスの質の確保と平準化に努める。

2 在宅サービス等の充実

通所介護については、開設当初より利用希望者が多いことから、利用定員の増(15名→20名)を図るとともに、利用者に対するサービスの一層の充実に努める。

また、昨年度に職員体制を強化した居宅介護支援事業所と訪問介護・通所介護・短期入所の事業所との連携を一層密にし、利用者が住み慣れた地域で、できる限り自立した生活が営めるよう総合的なサービスの提供に努めていく。

さらに、計画期間中のグループホーム等の創設に向けてニーズ調査や課題整理を行う。

3 地域との交流機会の拡大

地区社協や地元自治会に積極的に出向き、施設の紹介に努めるとともに、中・高校生の職場体験学習や介護講習会を拡充して実施するなど、交流機会の拡大に積極的に取り組む。

【新計画に掲げる新規・拡充の取組～平成26年度実施分～】

拡 デイサービスセンターの定員増

- ・利用定員の増(5月1日、15人→20人)
- ・早期の更なる利用定員増(20人→30人)に向けたニーズ調査

新 グループホーム(又は小規模多機能事業所)の創設に向けたニーズ調査・課題整理

拡 地域貢献プラスワンの取組：中・高校生の職場体験学習の実施

【平成26年度数値目標】

区 分	定 員	稼働率等	備 考
施 設 入 所	100人	96.0%	年間延利用者数
短 期 入 所	20人	82.0%	//
通 所 介 護	20人	80.0%	//
訪 問 介 護	—	185回	月平均訪問回数
居 宅 介 護 支 援	—	64人	月平均利用者数

※ 日常のサービス提供等については、別途定める「平成26年度灘海園事業計画」(新計画の「選ばれる施設づくり」及び「地域とともに歩む施設づくり」に沿って作成)に基づき適切に行う。

【特別養護老人ホーム 伊保庄園】

1 利用者の個別性に配慮した支援の充実

利用者の精神面のケアも含め一人ひとりの状況に応じて各種サービスを提供するため、アセスメントの重要性を再認識した上で、利用者のニーズに沿ったケアプランを作成・実践していく。

特に、利用者の重度化等により胃瘻造設やたん吸引など医療的ケアの必要性が高い利用者が増加していることから、施設外研修に積極的に参加するとともに施設内研修を継続的に実施し、看護師と介護員の連携・協働による適切な医療的ケアを実践していく。

また、居住棟のリビング機能等の充実のための改修に向けて具体策を検討する。

2 在宅サービスの充実

在宅の高齢者、特に、独居や高齢者世帯の高齢者が、住み慣れた地域で安心して充実した在宅生活を継続できるよう、居宅介護支援事業所が核となり、訪問介護・通所介護・短期入所の各事業所が連携・協力し、利用者一人ひとりのニーズに沿った連続性のあるサービスの提供に努める。

特に、デイサービスセンターについては、早期の利用定員増に向けてニーズ調査を行う。

また、新たに、地域住民を対象とした介護技術や健康維持に関する講習会「地域の中で元気に過ごそうプロジェクト」をスタートさせる。

3 災害等に係る対策の充実

施設が海岸沿いに立地しているため、台風等による高潮・津波等に対する初期活動が重要であることから、「災害時に被害を最小限にする備え」や「想定にとらわれない最善を尽くした行動」がとれるよう、組織体制を整備するとともに、災害種別に応じた避難訓練等を継続的に実施するなど、利用者の安全の確保に努める。

【新計画に掲げる新規・拡充の取組～平成26年度実施分～】

拡 居住棟のリビング機能、ターミナルケア等の充実のための改修に向けた具体策の検討
拡 デイサービスセンターの早期の利用定員増（15人→20人）に向けたニーズ調査
新 地域貢献プラスワンの取組：「地域の中で元気に過ごそうプロジェクト」の実施

【平成26年度数値目標】

区分	定員	稼働率等	備考
施設入所	100人	96.0%	年間延利用者数
短期入所	14人	55.0%	〃
通所介護	15人	61.5%	〃
訪問介護	—	450回	月平均訪問回数
居宅介護支援	—	58人	月平均利用者数

※ 日常のサービス提供等については、別途定める「平成26年度伊保庄園事業計画」（新計画の「選ばれる施設づくり」及び「地域とともに歩む施設づくり」に沿って作成）に基づき適切に行う。

【特別養護老人ホーム オアシスはぎ園】

1 自分らしい生活を実現するための支援に向けた取組

利用者の「その人らしい生活」を尊重するケアを目指し、生活歴も考慮しながら、できるだけ在宅での生活と同じような状態が継続できるよう、また、安心した生活が送れるよう適切な支援に努めることとする。

そのため、アセスメントの重要性を認識することで利用者一人ひとりのニーズを的確に把握し、その人らしいケアプランを作成し適切なケアを実践していく。

また、居住棟のリビング機能等の充実のための改修に向けて具体策を検討する。

2 リスクマネジメントの強化

利用者の誤嚥の予防に向け、利用者一人ひとりの心身の状況を分析し、咀嚼能力、嚥下能力を十分に考慮した食事を提供するよう努めるとともに、毎食事前には口腔体操を行う等、口腔機能の維持に努める。

また、医療的ケアを安心かつ安全に行うため、看護師と介護員の連携によるたんの吸引や経管栄養等に関する知識・技術についての研修を継続的に実施する。

さらに、事故防止については、KYT（危険予知訓練）シートを活用し、職員のリスクアセスメント能力の向上を図るとともに、ヒヤリハット事例等についてのSHELLモデルによる要因分析を行い、リスク軽減のための適切な改善策を実施する。

3 在宅サービスの充実

在宅の高齢者が引き続き安心して暮らせるよう、介護等に関する相談から予防、日中活動の支援、通所介護、短期入所の受け入れ、認知高齢者の入所など、利用者の様々なニーズに対応できる施設づくりを進めるとともに、訪問介護ステーションの早期開設に向けてニーズ調査や具体策の検討を行う。

また、当園が菟市大井地区において、なくてはならない施設として、施設機能を地域に開放して高齢者等介護セミナーを拡充実施するなど、地域福祉の拠点としての役割を一層発揮していく。

【新計画に掲げる新規・拡充の取組～平成26年度実施分～】

拡	居住棟のリビング機能、ターミナルケア等の充実のための改修に向けた具体策の検討
新	訪問介護ステーションの早期開設に向けたニーズ調査・具体策の検討
拡	地域貢献プラスワンの取組：高齢者等介護セミナーの開催

【平成26年度数値目標】

区分	定員	稼働率等	備考
施設入所	100人	96.0%	年間延利用者数
グループホーム	18人	97.0%	〃
短期入所	16人	80.0%	〃
通所介護	30人	68.0%	〃
居宅介護支援	—	68人	月平均利用者数

※ 日常のサービス提供等については、別途定める「平成26年度オアシスはぎ園事業計画」（新計画の「選ばれる施設づくり」及び「地域とともに歩む施設づくり」に沿って作成）に基づき適切に行う。

【障害者支援施設 たちばな園】

1 利用者本位のサービスの提供

利用者の高齢化や障害の重度化等に伴い、利用者の心身機能の低下や慢性疾患の悪化等に対応した支援や、重度障害者の障害や行動特性に配慮した支援が必要であることから、見守り支援、身体介護、医療受診等の場面で、マンツーマン等による支援の充実に努める。

また、昨年度、支援サービス課の体制強化を図ったところであり、引き続き、日中の生産活動や余暇活動、夜間帯における個別対応など、様々な場面での支援の充実に努めることにより、利用者本位のサービスの提供に努める。

さらに、グループホームの創設等の検討に向けてニーズ調査や課題整理を行う。

2 個別支援サービスの充実

利用者がより充実した日常生活を営むことができるよう、個別支援計画について、適宜、評価・見直しを行うとともに、利用者一人ひとりの支援サービス目標が達成できるよう、日中活動のメニューの拡充や高齢障害者に対する生活リハビリの充実など、よりきめ細かな支援に努める

3 相談支援の充実と地域交流の推進

在宅障害者の福祉の向上に向けて、相談支援事業の充実に努めるため、独立した事業所を整備するとともに職員体制を強化し、対象を障害児に拡大する。また、引き続き、柳井圏域の市・町から委託を受けて、各種の相談事業を実施する。

さらに、利用者による「ハンドベル訪問演奏」や当園の特色である「生産活動による商品の販売」を継続的に実施するとともに、地元の小・中学校等との福祉交流を拡充するなど、地域住民と利用者とのふれあいの機会や地域貢献活動の充実に努める。

【新計画に掲げる新規・拡充の取組～平成26年度実施分～】

新 グループホームの創設等の検討に向けたニーズ調査・課題整理

拡 特定相談支援事業所を相談支援事業所に改組

- ・施設敷地内の建物を改修し独立事業所を整備
- ・相談支援専門員を増員（1人→2人）
- ・対象を障害児に拡大

拡 地域貢献プラスワンの取組：小・中学校等との福祉交流の実施

【平成26年度数値目標】

区分	定員	稼働率等	備考
施設入所	60人	98.0%	年間延利用者数
生活介護	60人	98.0%	〃
短期入所	4人	7.0%	〃
相談支援	—	19人	月平均計画作成等数

※ 日常のサービス提供等については、別途定める「平成26年度たちばな園事業計画」（新計画の「選ばれる施設づくり」及び「地域とともに歩む施設づくり」に沿って作成）に基づき適切に行う。

【障害者支援施設 華南園】

1 サービスの質の充実

利用者が生き甲斐を持って楽しく生活できるよう、特に、ユニット活動（棟ごとに創意工夫したプログラム）の充実を図るとともに、利用者一人ひとりに年1回「特別な日」を設定し「特別なサービス」を提供するなど、多様な支援に取り組み、利用者の意向を尊重した満足度の高いサービスを展開していく。

また、利用者の高齢化や障害の重度化が進む中、平素からの感染症予防に努めるとともに、嘱託医との連携を一層強化し、様々な疾病の早期発見・早期治療により、利用者の健康管理の増進に努める。

さらに、将来の改築整備に向けて、早期に基本方向を決定できるよう調査・研究を行う。

2 在宅サービスの充実

地域の相談支援事業所との連携を密にし、在宅で生活している障害者を生活介護サービス（通所）に積極的に受け入れるとともに、短期入所については、緊急時の受け入れを積極的に行うなど、地域での生活が継続できるよう支援し、家族の身体的・精神的負担の軽減にも寄与する。

3 相談支援の充実と地域貢献活動の展開

在宅障害者の福祉の向上に向けて、相談支援事業所の体制を強化することにより、様々な相談にきめ細かく対応し、福祉サービスの有効活用を促進するなど、相談支援の充実に取り組む。

また、障害者や高齢者の家族等を対象とした家庭介護講習会を拡充するとともに、福祉教育や職場体験の内容充実を図るなど、地域貢献活動を積極的に展開する。

【新計画に掲げる新規・拡充の取組～平成26年度実施分～】

- 新** 将来の改築整備に向けた基本方向について調査・研究
 - ・障害者支援施設、グループホーム、居宅介護等
- 拡** 相談支援事業所の体制を強化（相談支援専門員：1人→2人）
- 拡** 地域貢献プラスワンの取組：家庭介護講習会の開催

【平成26年度数値目標】

区分	定員	稼働率等	備考
施設入所	50人	98.0%	年間延利用者数
生活介護	55人	98.0%	//
短期入所	4人	53.0%	//
相談支援	—	26人	月平均計画作成等数

※ 日常のサービス提供等については、別途定める「平成26年度華南園事業計画」（新計画の「選ばれる施設づくり」及び「地域とともに歩む施設づくり」に沿って作成）に基づき適切に行う。

【福祉型障害児入所施設・障害者支援施設 華の浦学園】

1 改築整備に向けた取組

福祉型障害児入所施設と障害者支援施設との併設施設としての整備（併せて生活介護及び放課後等デイサービスセンターを拡充）に向けて、本年度、基本設計に着手することとなるため、施設現場の立場からハード・ソフト両面にわたって検討を進め、基本設計に反映させていく。

また、グループホームの創設の検討に向けてニーズ調査や課題整理を行う。

2 入所児・者に対する支援の充実

障害児・者の併設施設として、各利用者のライフステージに応じた自立支援と生き甲斐活動の充実に努める。

特に、高校卒業後の就労による地域生活への移行に向けて、防府総合支援学校や相談支援事業所との連携の下、きめ細かく支援するとともに、18歳以上の利用者が増加していることから、創作活動、趣味活動等のプログラムや機能訓練の充実などに取り組む。

また、利用者がより自分らしく生活できるよう、心理士による心理療法を強化する。

3 在宅サービスの充実と地域福祉への貢献

在宅障害児(者)に対して、放課後等デイサービス・児童発達支援を基軸とし、日中一時支援サービスを組み合わせながら、放課後等のタイムケアの充実に努めるとともに、在宅障害者に対しては、短期入所や生活介護（通所）の事業を活用して地域での生活を支援する。

また、独居の高齢者等に対する配食サービスを継続実施するとともに、新たに「子ども福祉体験教室」を開催するなど、地域福祉の向上に貢献していく。

【新計画に掲げる新規・拡充の取組～平成26年度実施分～】

- 新** 平成28～29年度の改築整備の基本設計
- 新** グループホームの創設の検討に向けたニーズ調査・課題整理
- 新** 地域貢献プラスワンの取組：「子ども福祉体験教室」の開催

【平成26年度数値目標】

区 分	定 員	稼働率等	備 考
障害児入所・施設入所支援・短期入所	50人	88.0%	年間延利用者数
放課後等デイ・児童発達支援	10人	95.0%	//

※ 日常のサービス提供等については、別途定める「平成26年度華の浦学園事業計画」（新計画の「選ばれる施設づくり」及び「地域とともに歩む施設づくり」に沿って作成）に基づき適切に行う。

【福祉型障害児入所施設 このみ園】

1 入所児童に対する支援の充実

県内唯一の知的障害児の入所支援を行う施設として、引き続き、重度自閉症児や発達障害児の受け入れを行うなど、ニーズに的確に対応したサービスの提供に努めるとともに、サービス水準の維持・向上と円滑な運営の確保に万全を期する。

また、サービスの提供に当たっては、園児が安心して生活が送れるよう、一人ひとりの心身の状態やニーズに応じて、きめ細かく配慮したケアを行うとともに、日中活動や外出支援の充実を図るなど、生活の質の向上に向けた取組を進める。

さらに、事故、感染症等についての各種マニュアルの活用を徹底するとともに、「リスクマネジメント委員会」を有効に機能させ、園児の健康管理や安全確保を推進する。

2 在宅サービスの充実

在宅障害児やその家族を支援するため、新たに、「放課後等デイサービスセンター・児童発達支援事業所」を開設するとともに、施設の専門的機能を活用して「障害児養育等に関する相談窓口」を設置し、保護者からの悩みや相談等に対応する。

また、短期入所及び日中一時支援サービスについては、引き続き、関係機関等との連携の下、利用の促進に努める。

3 新たな地域交流の取組

園内行事等への地域住民の参加やボランティアの受け入れなど、これまでの取組に加え、新たに、小・中学生との福祉交流を実施し、園児と地域の子どもたちとの相互交流を一層促進する。

【新計画に掲げる新規・拡充の取組～平成26年度実施分～】

新 放課後等デイサービスセンター・児童発達支援事業所の開設
(平成26年7月、定員10人)

新 障害児養育等に関する相談窓口(保育士、心理士等が対応)の設置

新 地域貢献プラスワンの取組：小・中学生との福祉交流の実施

【平成26年度数値目標】

区分	定員	稼働率等	備考
障害児入所	50人	96.0%	年間延利用者数
短期入所	10人	35.0%	//
放課後等デイ・児童発達支援	10人	80.0%	//

※ サービスの提供等については、別途定める「平成26年度このみ園事業計画」(新計画の「選ばれる施設づくり」及び「地域とともに歩む施設づくり」に沿って作成)に基づき適切に行う。

【情緒障害児短期治療施設 山口県みほり学園】

1 社会的養護の一角を担う施設としての施設機能の充実

(1) 被虐待児への対応

虐待を受けた児童の入所が増加している中、入所児童が安心・安全な環境の下で年齢相応の経験を重ね、信頼感や自尊心を取り戻していけるよう、生活全般にわたるきめ細かな支援に努める。

また、様々な理由により一時帰省できないケースが増えている現状を踏まえ、一時帰省実施中の休日プログラムの内容の充実を図る。

(2) 家族との連携・協働

入所児童の家庭復帰を目指すことを基本に、「家族再統合プログラム」に沿った個別支援を行うとともに、保護者会等の機会を通じて、家族との連携・協働を図る。

(3) 心理治療及びグループワークにおける技法の充実

これまでの多様なプログラム・技法に加え、嘱託医の指導・助言を得ながら、新しい訓練技法（認知・作業トレーニング）を導入するなど、一層の充実を図る。

2 山口総合支援学校みほり分校との連携強化による取組

総合環境療法（心理治療・生活指導・学校教育の3本柱で治療を行う）の効果的な展開を図るため、山口総合支援学校みほり分校との連携を一層密にし、卒園を控えた児童に対するリービングケア（施設退所準備ケア）や、平成25年度に試みて有効性が認められた「対人暴力に関する聴き取り調査」など、分校と一体となった取組を継続実施する。

3 地域交流・地域活動の展開

入所児童によるボランティア活動として、これまでの河川敷の清掃や除草等に加え、今年度は活動範囲を地域の神社や公園に広げる予定であることから、こうした自主的な活動を引き続き積極的に支援し、入所児童の自己有用感の助長に努めていく。

また、地区の子ども会や高齢者の会との交流の場を拡充し、「地域ふれあい一日キャンプ」として実施する

【新計画に掲げる新規・拡充の取組～平成26年度実施分～】

- ☐ 地域貢献プラスワンの取組：「地域ふれあい一日キャンプ」の実施
- 県による将来の改築整備を視野に入れた調査・研究

※ 日常のサービス提供等については、別途定める「平成26年度山口県みほり学園事業計画」（新計画の「選ばれる施設づくり」及び「地域とともに歩む施設づくり」に沿って作成）に基づき適切に行う。

【児童厚生施設 山口県児童センター】

1 発達段階に沿った遊びや体験学習の推進

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、発達段階に沿った運動や伝承・音楽遊び、創作活動など、「遊ぶ」「観る」「聴く」「創る」「集う」「学ぶ」の6分野にわたる様々な体験や異年齢の子どもたちとの交流ができるイベントなどを積極的に実施する。

また、中・高校生を対象とした職場体験学習を拡充して実施する。

2 子育て支援の推進

健全な遊びや親子のふれあい、世代間の交流などの場を提供するとともに、ホームページ等による各種子育て支援情報の提供や、子育てに関する相談事業の実施など、子育て支援の取組を積極的に推進する。

また、男性や祖父母等の子育て支援に資するため、誰もが参加しやすいイベントを土・日（祝日）を中心に開催するなど、育児参加のための動機付けや知識の習得を支援する。

3 子どもたちの安全・安心の確保

子どもたちをはじめ利用者が安全・安心に施設・設備を利用できるよう、遊具の日常点検・定期点検や防災対策、不審者対策等の充実に努める。

特に、体力差のある子どもが多く集まる屋外広場では、不慮の事故がないよう、遊び方の指導や巡回による見守りを徹底する。

【新計画に掲げる新規・拡充の取組～平成26年度実施分～】

- ☒ 地域貢献プラスワンの取組：「職場体験学習～児童館～」の実施
- プラネタリウム、空調設備等の改修に向けた検討

【平成26年度数値目標】

区 分	利用者数	備 考
プラネタリウム利用者数	22,000人	年間延利用者数

※ 日常のサービス提供等については、別途定める「平成26年度山口県児童センター事業計画」（新計画の「選ばれる施設づくり」及び「地域とともに歩む施設づくり」に準じて作成）に基づき適切に行う。

【ゆ〜あいプラザ 山口県社会福祉会館】

県内の各種社会福祉団体の活動拠点である「ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館」として、福祉団体の拠点機能の一層の向上に努める。

また、社会福祉団体が行う人材育成研修や各種会議等を中心に会議室等を貸し出し、社会福祉・地域福祉の増進に寄与する。

1 社会福祉団体等への事務室の提供（16団体）

- ・山口県社会福祉協議会
- ・山口県福祉サービス運営適正化委員会
- ・山口県福祉人材無料職業紹介所
- ・山口県地域福祉権利擁護センター
- ・山口県ボランティアセンター
- ・山口県生涯現役推進センター
- ・山口県福祉相談室
- ・認知症コールセンター
- ・山口県傷痍軍人会
- ・山口県社会福祉士会
- ・山口県児童福祉連絡会議
- ・山口県身体障害者団体連合会
- ・山口県腎友会
- ・山口県共同募金会
- ・山口県障害者スポーツ協会
- ・山口県社会福祉事業団

2 会議室等の貸し出し

室名	利用人員
大ホール	170人
第1会議室	81人
第2会議室	54人
第3会議室	20人
第4会議室	24人

【平成26年度数値目標】

区分	利用者数	備考
会議室等の利用者数	20,000人	年間延利用者数